

維持管理に関する計画

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（施行規則第4条の5）	本施設の計画
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 法第八条の三の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	
1	一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。
	二 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）にあつては、次のとおりとする。	
2	イ ビット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ビット・クレーン方式および2段破碎によつて、常時、ごみを均一に混合します。
3	ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	ごみビットからごみホッパに投入されたごみは、破碎機、ごみ移送コンベヤ等を通じて熱分解炉に投入されます。これらの機器は全てケーシングで密閉されており外気と遮断されています。熱分解炉への投入は給じん装置により定量ずつ連続的に投入されます。
4	ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	二次燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保ちます。
5	ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却残渣（鉄・アルミ・不燃物）の熱しやく減量が0.5パーセント以下になるように焼却します。
6	ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置（頂部補助バーナ）を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。
7	ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置（頂部補助バーナ）を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
8	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	二次燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
9	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏百五十度以下に冷却します。
10	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11	ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんはコンベヤにて排出します。
12	ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の三十以下（O <sub>2</sub> = 12%換算値の4時間平均値）となるようにごみを焼却します。
13	ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための分析計を設けます。
14	ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	一時間当たりの処理能力が四トン以上のものに該当するので、0.01ng/m <sup>3</sup> N以下となるようにごみを焼却します。
15	カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を三月に一回以上測定し、かつ、記録します。
16	コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないよう排ガス処理設備を設置します。
17	ク 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当なし
18	ケ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじん、熱分解残渣及び溶融固化物（スラグ）は分離して排出し、ばいじんは処理後処理飛灰ビットに、熱分解残渣は選別後不適物バンカ、アルミバンカ、鉄分バンカに、溶融固化物（スラグ）はスラグビットに貯留されます。

No.	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（施行規則第4条の5）	本施設の計画
19	ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじん又はチャーの溶融を行いますので、ばいじん又はチャーの温度を1,300℃程度に保ちます。
20	ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当なし
21	ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんの薬剤処理を行う際にばいじん、薬剤及び水を均一に混合します。
22	ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。
23	十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じること。	ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラットホームからごみピットへごみを投入することによりごみの飛散を防止します。また、ごみピット及びプラットホーム内の空気を送風機吸引することにより、ごみピット及びプラットホーム内を負圧とし、外部への悪臭の発散を防ぐとともに、燃焼用空気は燃焼溶融炉に供され、高温下にて脱臭されます。また、休炉時も、脱臭用送風機によりごみピット及びプラットホーム内の空気を吸引し、活性炭にて脱臭してから大気中に放出します。
24	十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	清掃を実施することで、蚊、はえ等の発生の防止に努めると共に構内の清潔を保持します。
25	十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。	騒音及び振動を発生する発生源に対して、防振装置、ラギング、防音壁、低周波空気振動防止等の適切な防音装置をその騒音、振動レベルに応じて設置する他、騒音の大きな機器は専用室に収納し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
26	十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	該当なし
27	十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、定期的に機能検査並びにばい煙、水質に関する検査を行います。
28	十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	当該施設の設置に係る維持管理は、豊田市にて行います。
29	十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他措置の記録を作成し、3年間保存します。